

青森県報

号外第二十七号

平成二十年
三月二十八日
(金曜日)

目次

公営企業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(公営企業課) ……一

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(同) ……三

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程……………(同) ……九

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(同) ……九

公 営 企 業

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 発電所」を「第二款 削除」に改める。

第三条第一項中「公営企業課」を「整備企画課」に改める。

第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を削る。

第五条第一項中「部長」の下に、「次長」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 次長は、部長を補佐し、部の事務を整理する。

第六条を次のように改める。

第六条 部に、事業所として工業用水道管理事務所を置く。

第二章第二節第二款を次のように改める。

第二款 削除

第八条から第十一条まで 削除

第十九条第一項第四号中「並びに電力受給」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第二十二条第三号及び第九号中「参事」を「次長、参事」に改め、同条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条中「課長」を「次長」に改め、同条に次の一項を加える。

2 部長及び次長がともに不在のときは、課長がその事務を代決する。

別表第三第一号、第三号、第五号及び第八号中「参事」を「次長、参事」に改める。

別表第四の二を次のように改める。

別表第四の二(第二十三条関係)

グループリーダーの専決事項

一 職員の証及び職員き章の交付に関する事。

二 本庁の職員に対する被服等の貸与及び譲渡に関する事。

三 物品(固定資産を除く。)の管理及び処分に関する事。

四 物品(固定資産を除く。)の出納通知に関する事。

五 許可証、登録証、検査証、合格証鑑札等の交付、書換え、再交付及び返納に関する事。

六 所属職員及び事業所の職員、調査員等の職務に関する身分証票に関する事。

七 一件の予定価格が三百万円未満の物品の購入に関する事。

八 旅費にかかる支出負担行為に関する事。

九 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費(食糧費を除く。)、委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目(給料及び交際費を除く。)

十 職員の時間外勤務命令(週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。)

- 十一 振替命令及び返納通知に関すること。
 - 十二 有価証券（公有財産である有価証券を除く。）の出納通知に関すること。
 - 十三 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関すること。
 - 十四 誤納金又は過納金の戻入及び誤払金又は過払金の戻入に関すること。
 - 十五 職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給に係る事実の確認、額の決定及び改定等に関すること。
 - 十六 単身赴任手当に関すること。
 - 十七 公簿の閲覧の承認及び証明書、謄本、抄本等の交付に関すること。
 - 十八 定例又は軽易な照会、回答、調査等で課長が指示したものに關すること。
 - 十九 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に關すること。
 - 二十 その他定例又は軽易な事項で課長が指示したものに關すること。
- 附 則
- 1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。
（青森県公営企業文書規程の一部改正）
 - 2 青森県公営企業文書規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。
第二条（見出しを含む。）中「公営企業課長」を「整備企画課長」に改める。
第二十六条の表中若木川第一発電所の項を削る。
別表を次のとおり改める。

別表

公 印 の 名 称	管 守 者	寸 法 (ミリメ- トル平方)	ひな形 (字体はてん書)
青森県知事印	整備企画課長	30	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 青 森 県 知 事 印 公 営 企 業 専 用 </div>
青森県県土整備部長印	整備企画課長	24	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 青 森 県 県 土 整 備 部 長 印 公 営 企 業 専 用 </div>
青森県県土整備部 整備企画課長印	整備企画課長	21	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 青 森 県 県 土 整 備 部 整 備 企 画 課 長 印 </div>
八戸工業用水道管 理事務所長印	八戸工業用水 道管理事務所 長	21	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 八 戸 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所 長 印 </div>
青森県公営企業企 業出納員印	企業出納員	21	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 青 森 県 公 営 企 業 企 業 出 納 員 印 </div>

(青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程及び青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部改正)

3 次に掲げる規程の規定中「公営企業課長」を「整備企画課長」に改める。

一 青森県公営企業非常勤職員等の任用に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第三号)第六条第三項

二 青森県公営企業職員被服等貸与規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第八号)第四条第一項

(青森県公営企業職員倫理規程の一部改正)

4 青森県公営企業職員倫理規程(平成十三年四月青森県公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改める。

第十六条第二項中「公営企業課長」を「整備企画課長」に改める。

(青森県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

5 青森県企業職員の給与に関する規程(昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中課長の項を削る。

第五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同条第二項中「第十二号」を「第九号」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「第二十五条の三」を「第二十五条の四」に改める。

第二条第二項中「岩木川第一発電所又は」を削り、「おいて発電所又は」を「おいて」に改める。

第三条第一項の表中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に、「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同条に次の三項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、所属長は、育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとし、同項の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。

7 第一項及び第六項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)の勤務時間の割振り及び休憩時間については、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、当該短時間勤務の内容)に従い、所属長が別に定める。

8 育児、介護、通勤等に関する特別の事情があることから第一項及び第六項の規定により難い職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、所属長が知事の承認を得て定めることができる。

第七条中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第二章第二節第七条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務)

第七条の二 地方公営企業法第三十九条第三項の規定により読み替えて適用される第十条第一項に規定する勤務の形態は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日

とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間、一日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

第八条第二項中「岩木川第一発電所及び」を削り、「行なつ」を「行つ」に改める。第九条第一項の表中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に、「四十五分」を「一時間」に、「午前九時十五分」を「午前九時三十分」に、「一時間十五分」を「一時間三十分」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第七条の二に規定する勤務の形態は、特別の勤務に従事する職員に係るものにあつては、次のとおりとする。

- 一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。
- 二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

第十三条の二第一項中「岩木川第一発電所及び」を削る。

第二十五条の三を次のように改める。

(育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求等)

第二十五条の三 職員は、三歳に満たない子を養育するため、育児休業法第二条第一項の規定による育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書(第三号様式の四)により、育児休業を始めようとする日の一月前までに知事に請求しなければならない。

2 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書(第三号様式の五)により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに知事に請求しなければならない。

3 職員は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第三条第四号又は第十一条第五号の規定による申出をする場合には、第一項の育児休業承認請求書又は前項の育児短時間勤務承認請求書と併せて、育児休業等計画書(第三号様式の六)を知事に提出しなければならない。

4 前項の育児休業等計画書を提出した職員は、当該育児休業等計画書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は育児休業法第十一条第一項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

6 職員は、第七条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書(第三号様式の七)により知事に請求しなければならない。

7 育児休業、育児短時間勤務又は部分休業(以下この項において「育児休業等」という。)をしている職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届(第三号様式の八)により知事に届け出なければならない。

- 一 育児休業等に係る子が死亡した場合
- 二 育児休業等に係る子が職員の子でなくなつた場合
- 三 育児休業等に係る子を養育しなくなつた場合
- 四 育児休業等に係る子を職員以外の当該子の親が、常態として養育し、又は育児短時間勤務若しくは部分休業をすることにより養育している時間に養育することができなくなつた場合

第六章第三節中第二十五条の三の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業)

第二十五条の四 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号)第四条の教育施設の課程の履修又は同条例第五条の奉仕活動のため、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業承認申請書(第四号様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに知事に申請しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員は、遅滞なく、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について大学等課程の履修(国際貢献活動)状況報告書(第五号様式)により知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定は、職員の自己啓発等休業に関する条例第七条第一項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

第三十六条第三項を削る。

第四十二条中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第三号様式の四から第三号様式の六までを次のように改める。

第3号様式の4 (第25条の3関係)

青森県知事 殿 所 属 職 氏 名 年 月 日

青 児 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり青児休業の承認(青児休業期間の延長)を請求します。

記

1	請求に係る子	2	請求者以外の子の親
氏名	氏名	氏名	氏名
続柄	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	請求の内容	<input type="checkbox"/> 青児休業の承認 <input type="checkbox"/> 青児休業期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の青児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の青児休業期間の延長(再度の青児休業又は青児休業期間の延長が必要な事情)		
4	請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
5	既に青児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
6	備考		
所属長の意見			

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 請求(青児休業期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可)を添付すること。
 - 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
 - 4 備考欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養育子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に青児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 5 該当する口には、印を記入すること。
 - 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第3号様式の5 (第25条の3関係)

青森県知事 殿 所 属 職 氏 名 年 月 日

青 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

下記のとおり青児短時間勤務の承認(青児短時間勤務の期間の延長)を請求します。

記

1	請求に係る子	2	請求者以外の子の親
氏名	氏名	氏名	氏名
続柄	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3	請求の内容	<input type="checkbox"/> 青児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 青児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の青児短時間勤務の承認(再度の青児短時間勤務が必要な事情)		
4	請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
5	勤務の形態	週 時間勤務 (青児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態)	
	勤務の日及び時間	月 (: : ~) 火 (: : ~) 水 (: : ~) 木 (: : ~) 金 (: : ~)	
6	既に青児短時間勤務をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
7	備考		
所属長の意見			

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 請求(青児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可)を添付すること。
 - 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
 - 4 勤務の日及び時間欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。
 - 5 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養育子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に青児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - 6 該当する口には、印を記入すること。
 - 7 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第3号様式の6 (第25条の3関係)

青森県知事 殿

所 属 職 氏 名 ㊦

年 月 日

育 児 休 業 等 計 画 書

再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求を予定ですので、職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により、育児休業等の計画について下記のとおり申します。

記

1	請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
2	請求に係る子氏名	生年月日	年 月 日生
3	請求者の計画	請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4	配偶者の養育計画	配 偶 者 の 氏 名	
	子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> その他 ()
5	備 考		

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 請求期間欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 - 3 子を養育するための方法欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。
 - 4 子の出生前に育児休業等計画書を提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
 - 5 該当する□には、✓印を記入すること。
 - 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第3号様式の6の次に次の四様式を加える。

第3号様式の7 (第25条の3関係)

(表)

青森県知事 殿

所 属 職 氏 名 ㊦

年 月 日

部 分 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1	請求に係る子氏名	2	請求者以外の子の親氏名	
総 柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	期 間		時 間	
3	請求期間及び時間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時から 時 分まで
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時から 時 分まで
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時から 時 分まで
		年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後 時から 時 分まで
4	備 考			

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可) を添付すること。
 - 3 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務制度の適用を受けている場合には、その内容を備考欄に記入すること。
 - 4 部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
 - 5 該当する□には、✓印を記入すること。
 - 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第4号様式 (第25条の4関係)

青森県知事 殿

所 属 職氏名

自己啓発等休業承認申請書

記

下記のとおり自己啓発等休業の承認 (自己啓発等休業の期間の延長) を申請します。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認		<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長		
	大学等課程の履修	大学の名称 (所在地)	()		
2 自己啓発等休業の内容	課程 (修業年限)	履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献活動	活動組織			
		活動国・地域	活動分野		
		活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで			
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 既に自己啓発等休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備考					
所属長の意見					

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらの内容に関する照会先が確認できる書類を添付すること。
 - 3 履修の期間欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
 - 4 活動組織欄には、「青年海外協力隊」、「ユニテ海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
 - 5 国内訓練欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
 - 6 備考欄には、以前に自己啓発等休業をした場合における当該自己啓発等休業の内容 (大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業の期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
 - 7 該当する口には、✓印を記入すること。
 - 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第5号様式 (第25条の4関係)

青森県知事 殿

所 属 職氏名

大学等課程の履修 (国際貢献活動) 状況報告書

記

下記のとおり自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修 (国際貢献活動) の状況について報告します。

- 1 大学等課程の履修 (国際貢献活動) の状況
- 大学等課程の履修の状況
 - 大学等課程の履修を取りやめた
 - 理由:]
 - 在学している課程を休学した
 - 理由:]
 - 在学している課程を停学にされた
 - 理由:]
 - 在学している課程の授業を欠席している
 - 理由:]
 - 大学等課程の履修に支障が生じている
 - 支障の内容:]
 - 国際貢献活動の状況
 - 国際貢献活動を取りやめた
 - 理由:]
 - 参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない
 - 理由:]
 - 国際貢献活動に支障が生じている
 - 支障の内容:]

- 2 上記1の状況が発生した日
- 年 月 日
- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
 - 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第十二号様式を次のように改める。

並し加減は 並系

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員公舎規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条及び別表中村元公舎の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第四号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県電気事業及び」を削る。

第二条第二号中「発電所及び」を削る。

第三条第二項中「公営企業課長」を「整備企画課長」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第三十六条中「及び保管料」を「保管料及び手数料」に改める。

第六十二条中「電気事業に係るものについては移動平均法、その他の事業に係るものについては」を削る。

第七十五条第二号中「ダム使用权」を削る。

第九十条を次のように改める。

第九十条 削除

第一百三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二百二十九条第三項中「三・四」を「三・七」に改める。

別表第一の1を削り、「2 工業用水道事業会社勘定科目」を「1 工業用水道事業勘定科目」に改める。

第三号様式から第五号様式までの規定中「勘定科目・工事設計」を「工事設計（ハ）別表第一」に改める。

第二十二号様式を次のように改める。

第22号様式

準備品保管簿

(その1)

所 属	1	2	電 庫 名	1	2	備 考
分類 番号	1_	2_	品 名			
区 分	買・寄・交・管・他		品 質 規 格			
受 入 れ	年月日 1	2	目 数	庫 全 額	備 考	
受 入 先	1		体			
供 用 期 間	年月日 1	2	本 体			
返 納 期 間	年月日 1	2	附 属 品			
大 量 処 理	年月日 1	2	計			
年 月 日	供 用 数 量	使 用 数 量	残 存 数 量			
年 月 日	1	2	1			
年 月 日	1	2	2			
年 月 日	1	2	3			
年 月 日	1	2	4			
年 月 日	1	2	5			
年 月 日	1	2	6			
年 月 日	1	2	7			
年 月 日	1	2	8			
年 月 日	1	2	9			
年 月 日	1	2	10			
年 月 日	1	2	11			
年 月 日	1	2	12			
年 月 日	1	2	13			
年 月 日	1	2	14			
年 月 日	1	2	15			
年 月 日	1	2	16			
年 月 日	1	2	17			
年 月 日	1	2	18			
年 月 日	1	2	19			
年 月 日	1	2	20			
年 月 日	1	2	21			
年 月 日	1	2	22			
年 月 日	1	2	23			
年 月 日	1	2	24			
年 月 日	1	2	25			
年 月 日	1	2	26			
年 月 日	1	2	27			
年 月 日	1	2	28			
年 月 日	1	2	29			
年 月 日	1	2	30			
年 月 日	1	2	31			

注1 この票は、1品(件数)ごとに作成すること。ただし、会議室、教室等に備える机、いす等で、受入年月日、品名及び規格が同一のものに限り、「大量処理」欄を用いて一括記入の上処理することができる。この場合における返納に伴う受入れの記録は、「供用」欄に「△印」を付し、又は朱書きすることにより行うこと。

2 管理換えに基づいて送付を受けた物品の出納の記録は、この票の「2」のそれぞれの欄を用いて行うこと。

3 「重・非、買・寄、交・管・兼、売、他」は、それぞれ「重要物品、非重要物品、買入れ、寄附、交換、管理換え、兼売、売却、その他」の略称で、いずれが該当するものを○で囲むこと。

4 この票は、余白等を適宜活用して差し支えない。

5 用紙の大きさは日本工業規格B6 横長とし、紙色はクリームとし、厚さは厚口とし、肌色はセピアとする。

(その2)

分類、品名番号	1	品名	2	受 入 れ 払 し	出 し	備 考
年 月	日	摘要	金額	買 入 れ	供 用 分	そ の 他
				累 計	累 計	累 計
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量	量	量
				受 入 れ	受 入 れ	受 入 れ
				他 計	他 計	他 計
				量		